

奈良公園観光地域活性化総合特区 [指定：平成25年9月、認定：平成26年6月]

正

準

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.7 + 4.0) / 2 = 4.4$

4.4

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	奈良市の観光入込客数の増加	93%	4
2	奈良市の宿泊者数の増加	104%	5
3	奈良市の観光消費額の増加	126%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.7$

4.7

- ・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i), ii), iii) の平均値 $(3.5 + 2.7 + 3.5) / 3 = 3.2$

3.2

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業

(事項)

- ・地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

(概要)

- ・平成27年8月10日から9月15日にかけて受講生募集を実施した(36名応募)。
- ・平成27年10月4日から平成28年1月24日にかけて13日間の研修を実施した。
- ・平成28年2月13日に口述試験を実施した(26名が受験。中国語16名、韓国語4名合格)。
- ・合格者中、中国語10名、韓国語4名が特区通訳案内士として登録。

(規制所管府省(国土交通省(観光庁))の評価)

- ・特例措置の効果が認められる

専門家による評価の平均値

3.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

2.7

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.5

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.8

・宿泊キャパシティ(総ルーム数)が小さいことが課題であった奈良市内において、wifi等の整備を行い、宿泊誘客キャンペーンが行えるほどにまで至ったことは評価でき、全体としての方向性は良い。

・本特区の大きな課題として、宿泊・飲食施設の量的・質的整備があるため、事業拡大にあたり、総合特区の金融支援を地域独自の各種支援措置と併せて積極的な利用を望みたい。

・宿泊を伴う必然性(例:奈良らしい夜の観光(エンターテイメント)や朝の観光等)をもっとブラッシュアップさせる必要があり、また、滞在型観光でお金を落として頂くためには、数だけでなく満足度をより追求する必要があるため、行政、観光事業者、住民の三位一体の取組が不可欠である。

・本特区の取組について、評価指標では把握できないため、事業の成果を適切に評価する指標を設定すべきである。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.8

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.4 + 3.2 + 3.8 \times 2) / 4 = 3.8$

3.8

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5~1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。